

# 障害・遺族年金受給者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)のお知らせ

問い合わせ 社会健康課 ☎2152

賃金引上げの恩恵が及びにくい障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給している方に対し、障害・遺族年金受給者向け給付金を支給します。

## 支給対象者

次の要件の全てに該当する方。ただし、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給した方は対象となりません。

○平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者の方

- ・平成28年1月1日に大竹市に住民票がある方
- ・平成28年度の市民税が非課税で、課税者に扶養されていない方
- ・生活保護を受給していない方

○平成28年5月分の対象となる年金を受給している方(6月に送付された通知書などから対象となる年金かどうか確認できます)

※ 支給決定日より前に亡くなった場合は対象外です。

## 支給額

支給対象者1人につき3万円

## 日本年金機構が送付する年金振込通知書(見本)

(平成28年6月に発行されたもので、「再発行」の印字がないものに限る)

対象となる年金の場合は、「★」マークが付いています。



(上) 単体の年金振込通知書

(右) 年金額改定通知書と一体の年金振込通知書

## 申請手続

障害・遺族年金受給者向け給付金を受け取るためには、申請が必要です。

あらかじめ申請書を送付する方

支給対象者の要件に該当する方のうち、日本年金機構から対象となる年金を受給している方には、申請書を送付します。内容を確認の上、氏名の後ろに押印し、必要事項を記入して、返信用封筒で郵送してください。(切手は不要)

※ 添付書類が必要な場合があります。詳しくは申請書を確認してください。

申請書の送付の申出が必要な方

支給対象者の要件に該当する方のうち、下の表に該当する方は、社会健康課に連絡してください。後日、申請書を送付しますので、年金受給確認書類などを添えて申請してください。

## 支給(不支給)決定

記載事項・添付書類の整った申請書を受理して2カ月後に、支給(または不支給)決定通知書を送付します。支給決定の場合は支給日などを、不支給決定の場合は支給できない理由を記載しています。

申請書の送付の申出が必要な場合		申請書に添付する年金受給確認書類
日本年金機構から対象となる年金を受給している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年1月2日以降に大竹市から転出した場合</li> <li>・日本年金機構に住民票の住所を登録していない場合</li> <li>・年金の裁定請求を遅れてした場合または手続中の場合で、平成28年6月定期の支払の対象とならなかったとき。</li> </ul>	平成28年6月に送付された年金振込通知書または年金支払通知書の写し
国家公務員共済組合連合会、地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、警察共済組合、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、全国市町村職員共済組合連合会から対象となる年金を受給している場合		平成28年6月に送付された年金額改定通知書の写し
日本私立学校振興・共済事業団から対象となる年金を受給している場合		平成28年6月に送付された障害年金障害等級証明書の写し

※ 次の場合は、年金受給状況などの照会をする必要がありますので、社会健康課に連絡してください。  
 ・年金受給確認書類を紛失した場合  
 ・平成28年5月19日以降に、さかのぼって年金支給額の変更処理が行われたことにより、平成28年7月以降に平成28年5月分の支払があった場合

## 対象となる年金およびその確認方法

対象となる年金	対象となる年金の確認方法 (6月に送付された通知書などで確認できます。)
○障害基礎年金、遺族基礎年金	年金振込通知書 年金支払通知書
○昭和61年3月以前に受給権が発生した障害年金のうち、次の年金	「年金の制度・種類」欄または「年金の種類」欄の「〇〇年金」の右横に「★」マーク
国民年金、厚生年金保険(旧農林年金を含む)、船員保険の障害年金 (障害等級1級・2級。ただし、船員保険の職務上の場合には1級~5級)	年金額改定通知書
共済組合などが支給する障害年金、船員障害年金(障害等級1級・2級)	年金額改定通知書
国家公務員共済組合連合会	右下に「★」マーク
地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、警察共済組合、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、全国市町村職員共済組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「年金の種類」が「障害年金」または「船員障害年金」</li> <li>・「障害等級」が「1級」または「2級」</li> </ul>
日本私立学校振興・共済事業団	障害年金障害等級証明書

## 対象となる年金コード(日本年金機構が支給する年金に限る)

制度	年金種別	コード	備考	制度	年金種別	コード	備考
旧厚年	障害年金	0330	障害等級1級・2級に限る。	新法	障害基礎年金	5350	
旧船保	障害年金	0340	(職務上)障害等級1級~5級 (職務外)障害等級1級・2級に限る。	新法	障害基礎年金(20歳前)	6350	
旧共済	障害年金	0360	障害等級1級・2級に限る。	新法	遺族基礎年金・遺族厚生年金	1450	基礎・厚年 基礎のみ
旧国年	障害年金	0620		新法	遺族基礎年金 (母子福祉年金裁定替え分)	2750	
新法	障害基礎年金・障害厚生年金	1350	基礎・厚年 基礎のみ	新法	遺族基礎年金 (準母子福祉年金裁定替え分)	2850	
新法	障害基礎年金 (障害福祉年金裁定替え分)	2650		新法	遺族基礎年金	6450	

※ 裁定が取り消された後に再び裁定された場合などは、年金コードの末尾が「1」~「5」の数字になります。